

第3回 大牟田市特別職報酬等審議会（摘録）

日 時：平成28年11月7日（月）15：00～17：00

場 所：大牟田市役所庁舎3階302号会議室（経営会議室）

出席委員：杉会長、宮崎副会長、江崎委員、嶋田委員、高橋薫委員、高橋誠委員、龍委員

1 今回の審議会の進め方について

（会長より）

最初に、前回の審議会で、ベースとなる「議員の報酬月額」を決定したので、この結果を踏まえ、議長と副議長、市長と副市長の報酬等月額について審議し、結論を出したいと考えている。

次に、制度改正に伴い、教育長の職務と職責に変更が生じていることから、この内容について教育委員会から説明を受けた後、教育長の給料月額について審議し、結論を出したいと考えている。

最後に、当審議会で結論を得た特別職の報酬額における改定時期を決定する。

2 審議（議長と副議長の報酬月額）

審議に入る前に、事務局より、改定案を提示した。

【B案】

従来から用いてきた間差率（※）を変更せず改定

	改定後の報酬月額	改定額	改定率
議長	566,000円	△13,000円	△2.2%
副議長	498,000円	△11,000円	△2.2%

【C案】

間差率を「類似団体の平均値」へ改定

	改定後の報酬月額	改定額	改定率
議長	544,000円	△35,000円	△6.0%
副議長	485,000円	△24,000円	△4.7%

【D案】

間差率を「産業構造及び昼夜間人口比率を基に類似団体をさらに抽出した23市（以下「独自抽出類似団体」という。）の平均値」へ改定

	改定後の報酬月額	改定額	改定率
議長	539,000円	△40,000円	△6.9%
副議長	485,000円	△24,000円	△4.7%

※ 間差率・・・それぞれの役職に応じた職務と職責を踏まえ、報酬等月額を決定するに当たり用いている割合

(会長より)

議長と副議長の職務と職責について、前回の審議会を開催した平成19年度から何か変更はされたか。

⇒ 職務と職責について、制度的な変更はされていません。

議長と副議長の職務と職責に大きな変更は生じていないことから、議長と副議長の間差率を変更する理由は特段見受けられないと考えられる。

しかし、類似団体の平均間差率より、大牟田市は若干高い率となっている。

そこで、議長と副議長の間差率について変更するか検討し、報酬月額を決定していきたい。

(各委員の意見)

- ・議長と副議長の報酬月額は類似団体と比較して高い水準にあるので、間差率を類似団体の平均値へ変更してもよいのではないか。
- ・議員のやる気、市のために頑張っていたと、ということを考えると、間差率を引下げるのはどうか。
- ・間差率を変更する場合は、明確な根拠が必要ではないか。議長と副議長の職務と職責が、前回の審議会（平成19年度）から変更されていないことを踏まえると、類似団体の平均値へあわせるというのは、なかなか理由がつかないのではないか。
- ・市の財政状況が再度厳しくなった時点でこの審議会を開催し、改めて間差率について議論してはどうか。

(会長より)

現時点において、議長と副議長の間差率を見直す根拠は見当たらない。そこで、今回は、議長と副議長の間差率を変更しないB案を採用してはどうか。なお、財政状況の変化、その他環境的要因の変化が生じた場合に、その時点で速やかに審議会を開催し、議長と副議長の間差率について議論してはどうか。

<委員からの異議なし>

(会長より)

それでは、改定後の報酬月額として、議長「566,000円」(改定額△13,000円、改定率△2.2%)、副議長「498,000円」(改定額△11,000円、改定率△2.2%)に決定する。

3 審議（市長と副市長の給料月額）

(会長より)

市長と副市長の職務と職責について、前回の審議会を開催した平成19年度か

ら何か変更はされたか。

⇒ 職務と職責について、制度的な変更はされていません。

市長と副市長の職務と職責に大きな変更は生じていないことから、市長と副市長の間差率を変更する理由は特段見受けられないと考えられる。

しかし、平成19年度に開催した審議会において、財政再建準用団体への転落が危惧されるという危機的な財政状況にあったという当時の状況を踏まえ、市長と副市長の改定率は、議員の減額率より5ポイント高い10%の率が適用されたことから、現在の市長と副市長の給料月額、類似団体と比べて低い水準にある。

そこで、類似団体の水準にあわせて間差率を見直した場合、現行の額より「引上げ」となるが、議員報酬が減額となること、また、財政計画に基づくと、平成30年度から再び赤字になる見込みが示されていることを踏まえると、「据置き」という選択肢も考えられるのではないか。

なお、現在の間差率を変更せず、市長と副市長の給料月額を改定した場合、今も低い水準にある市長と副市長の給料水準がさらに下がり、類似団体の順位も下位10位以内になる。

これらの点を踏まえ、市長と副市長の給料月額（市長：913,000円、副市長：730,000円）について、現在の水準で適当なのかどうか、あるいは、改定が必要な場合、給料月額を上げるのか、引下げるのかなど、どのように改定すべきか、率直な意見をいただきたい。

（各委員の意見）

- ・市長と副市長の給料月額は、類似団体と比較して低い水準にあるので、「引上げ」がよいのではないか。
- ・平成19年度に開催した審議会において、財政再建準用団体への転落が危惧されるという危機的な財政状況にあったという当時の状況を踏まえ、議員△5%、市長・副市長△10%と異なる改定率を適用したことから、議員と市長に係る間差率は大きく引下げられている。しかし、現在の財政状況は当時と異なっており、議員と市長に係る間差率は見直しが可能と考えられる。
- ・議員の報酬月額を「引下げ」とすることから、市長と副市長の給料月額を「引上げ」とはならないのではないか。そこで、「据置き」となるよう、議員と市長に係る間差率を見直してはどうか。
- ・議員と市長に係る間差率について、平成19年度の状況へ一度に復元するのではなく、段階的に復元することとし、議員の報酬月額が「引下げ」となることを踏まえ、市長と副市長の給料月額が「引下げ」となる範囲内（市長の給料月額が議員の報酬月額の2倍となる割合）で間差率を設定してはどうか。
- ・副市長に係る間差率は、見直す根拠が見当たらないのではないか。

(会長より)

議員と市長に係る間差率については、段階的に復元することとし、今回は、市長の給料月額が議員の報酬月額の2倍となる間差率を適用してはどうか。なお、副市長に係る間差率は、前回の審議会を開催した平成19年度から職務と職責に変更がされていないことを踏まえ、今回は見直しを行わないことで整理したいが、いかがか。

<委員からの異議なし>

(会長より)

それでは、改定後の給料月額として、市長「906,000円」(改定額△7,000円、改定率△0.8%)、副市長「725,000円」(改定額△5,000円、改定率△0.7%)に決定する。

4 教育委員会制度に関する説明

制度改正に伴い、教育長の職務と職責にどのような変更が生じたか教育委員会事務局より説明を行った。

5 審議(教育長の給料月額)

(会長より)

新制度の教育長は、従前の教育長と教育委員長の職務が一本化されたことに伴い、職務と責任が重いものになっている。

本来であれば、職務と職責の変更に伴う増加分を給料に反映させることが適当と考えられるが、類似団体と県内市の状況を見ると、職務と職責の変更に伴う給料月額の改定を行った市は、9市にとどまっている。

一方で、現在の教育長の給料月額は、類似団体はもとより、県内市の平均額よりも低い水準にある。

これらの点を踏まえ、まずは、職務と職責の変更に伴い、「教育長の給料月額(639,000円)について、改定する必要があるのか、あるいは、改定する必要があるのか」について、意見交換を行う。

(各委員の意見)

- ・類似団体と比較しても、教育長の給料月額、間差率ともに低い水準にある。このことから、「引上げ」の方向で見直してもよいのではないか。
- ・教育長の間差率は、現在の職務と職責に対応しているか疑問を感じる。もう少し、高めの設定をしてもよいのではないか。
- ・教育長は、次世代となる子どもたちの育成という重責を担っている。このことから、給料月額を引上げてよいのではないか。

(会長より)

意見をとりとめると、「教育長の職務と職責を踏まえると、教育長の間差率を引上げることが適当である」という意見が大勢である。

それでは、「教育長の間差率」として、いくらが適当と考えられるか意見交換を行うわけだが、何か考えはあるか。

(事務局より改定案の提示)

【G案】

従前の教育委員長と委員の差額(24,500円)を踏まえて間差率を変更

	改定後の給料月額	改定額	改定率
教育長	661,000円	22,000円	3.4%

【H案】

間差率を「類似団体の平均値」へ改定

	改定後の給料月額	改定額	改定率
教育長	670,000円	31,000円	4.9%

【I案】

間差率を「独自抽出類似団体の平均値」へ改定

	改定後の給料月額	改定額	改定率
教育長	652,000円	13,000円	2.0%

(会長より)

「従前の教育委員長と委員の差額を踏まえて間差率を見直す」という考え方と「間差率を、類似団体または独自抽出類似団体の平均値へ改定する」という考え方が事務局より示された。

これらの点を踏まえて、意見をいただきたい。

(各委員の意見)

- ・従前の教育委員長と委員の差額を踏まえて間差率を変更するG案(間差率を3ポイント引上げ)がよいのではないか。
- ・間差率をG案より少し高めに設定する案(委員からの提案:間差率を5ポイント引上げ)でもよいのではないか。
- ・市議会議員、市長、副市長の報酬等月額が「引下げ」となることから、教育長だけ大きく給料月額が「引上げ」となるのはいかがか。

(会長より)

G案の場合、改定後の教育長の給料月額における類似団体と県内市の順位は、改定後の市長と副市長の順位と比較しても同程度となる。委員の意見もG案が大勢であることから、G案を採用してはどうか。

<委員からの異議なし>

(会長より)

それでは、改定後の教育長の給料月額として、「661,000円」(改定額22,000円、改定率3.4%)に決定する。

6 改定時期について

従来の経緯を踏まえ、平成29年4月1日から特別職の報酬等の額を改定する。

7 その他

次回の審議会では、答申書の内容について審議する。

8 第4回の開催日程

日 時 平成28年11月28日(月) 15:00～